

議案第 1 1 2 号

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法施行令が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年大口町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額の表備考5中「平成26年政令第213号」の次に「。以下「令」という。」を加え、同表備考6中「小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）」を「負担額算定基準子ども（令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が2人以上いる場合」に改める。

別表第1 2 ひとり親世帯等の利用者負担額の表備考4中「小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）」を「負担額算定基準子どもが2人以上いる場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、令和元年10月1日から適用する。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額略</p> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。<u>以下「令」という。</u>）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。</p> <p>6 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、同一世帯において<u>負担額算定基準子ども（令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）</u>が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額略</p> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。</p> <p>6 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、同一世帯において<u>小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）</u>を利用している場合（<u>特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。</u>）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。</p>

新	旧
<p>7・8 略</p> <p>2 ひとり親世帯等の利用者負担額 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、同一世帯において<u>負担額算定基準子どもが2人以上いる場合</u>におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。</p> <p>5・6 略</p>	<p>7・8 略</p> <p>2 ひとり親世帯等の利用者負担額 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、同一世帯において<u>小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用して</u>いる場合（<u>特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。</u>）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。</p> <p>5・6 略</p>

改正要旨

1 改正の概要

0～2歳児の利用者負担額について、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

この多子軽減を適用する場合に、多子としてカウントできる子どもは、対象施設等を利用している子どもに限られています。この対象施設等について、これまでの施設等に加え、企業主導型保育施設も対象になります。

【対象施設等】

- ① 認定こども園
- ② 幼稚園
- ③ 特別支援学校
- ④ 保育所
- ⑤ 地域型保育事業
- ⑥ 企業主導型保育施設（追加）
- ⑦ 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援
- ⑧ 児童心理治療施設

※企業主導型保育施設とは、企業が自社の従業員と地域のために設置した認可外保育施設です。従業員の子もだけでなく、従業員の子も以外の子どもの受け入れも行うことができます。

2 施行期日

公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用します。